

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 福島県財務規則の一部を改正する規則 一
- 福島県文書等管理規則の一部を改正する規則 二
- 福島県公有財産規則の一部を改正する規則 二
- 福島県庁舎管理規則の一部を改正する規則 二
- 福島県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則 三
- 訓 令 三
- 福島県公印規程の一部を改正する訓令 四
- 福島県公文例規程の一部を改正する訓令 三

## 規 則

福島県財務規則の一部を改正する規則、福島県文書等管理規則の一部を改正する規則、福島県公有財産規則の一部を改正する規則、福島県庁舎管理規則の一部を改正する規則及び福島県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

### 福島県規則第四十五号

#### 福島県財務規則の一部を改正する規則

福島県財務規則（昭和三十九年福島県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「福島県部等設置条例」を「福島県部設置条例」に、「部等の部長（直轄理事を含む。）」を「部の部長」に改め、同条第二号中「福島県部等設置条例」を「福島県部設置条例」に、「部等の」を「部の」に改め、「（知事公室長を含む。）」を削り、同条第三号中「知事直轄知事公室広報課長、」を削り、「総務部財務総室総務課長」

の下に、「危機管理部危機管理総室危機管理課長」を加える。

第一百零九条の表中「部等」を「部」に改める。

五 児童福祉施設等（第一百零九条第二号に規定する施設であつて県が設置するものに限る。）、福島県児童相談所条例（昭和三十九年福島県条例第三十六号）第一条の規定により設置される児童相談所、福島県女性のための相談支援センター及び公立学校における給食の放射性物質検査に係る試料

第八十二条中「においては、」を「における」に、「を、休日等を除き、毎日午前九時から午後三時までの間取り扱う」を「の取扱時間は、当該金融機関の定める営業時間による」に改める。

第二百二十九条第一項第四号中「すべて」を「全て」に改め、同項第十号中「除染作業業務委託契約」の下に「又は森林整備業務委託契約」を加え、同項第十七号を同項第十八号とし、同項第十一号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十号の次の一号を加える。

十一 応急仮設住宅撤去業務の契約締結後に当該撤去業務に係る契約金額を変更する場合において、変更後の契約金額に百分の五を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

第二百六十七条の二中「第二百六十七条の四第一項」の下に「各号のいずれか」を加える。

別表第一中「福島県立相馬高等学校」を「福島県立ふたば未来学園高等学校」に改める。

「福島県立相馬高等学校」

別表第六知事直轄の項を削り、同表総務部の項の次に次のように加える。

危機管理部 危機管理課のうち知事が指定する者の職 現金取扱員及び物品取扱員

別表第六保健福祉部の項中「現金出納員」を「現金取扱員」に改める。

別表第七福島県原子力等立地地域振興事務所の項から福島県消防学校の項までを次のように改める。

福島県消防防災航空センター	所長	物品出納員
福島県原子力センター	次長	物品出納員
福島県消防学校	副校長	物品出納員
福島県原子力等立地地域振興事務所	次長	物品出納員
福島県環境センター	企画管理課長	物品出納員
別表第七福島県立双葉翔陽高等学校の項の次に次のように加える。	事務長	現金出納員及び物品出納員
別表第八に次のように加える。	事務長	現金出納員及び物品出納員
福島県立いわき養護学校くぼた校	分校長	現金取扱員及び物品取扱員

附 則  
この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

(入札監理課)

福島県規則第四十六号

福島県文書等管理規則の一部を改正する規則

福島県文書等管理規則(平成十二年福島県規則第六十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「福島県部等設置条例」を「福島県部設置条例」に、「規定する部等」を「規定する部」に改め、同条第二号中「掲げる総室」を「掲げる総室等」に改め、「文化スポーツ局」の下に、「こども未来局」を加え、「総合安全管理室」を「危機管理室」に改め、同条第三号中「及び第四項」を「から第六項まで」に、「同条第五項」を「同条第七項」に改め、「行政組織規則第八条第二項に規定する総合安全管理課」を削り、同条第七号中「部長(直轄理事を含む。)」を「長」に、「第二十二條の二」を「第二十二條の二第一項」に改め、同条第八号中「部次長(県民安全担当)」、「部次長(原子力損害対策担当)」及び「部次長(自立支援担当)」を削り、「部次長(建築担当)」、「総合安全管理室長」を「及び部次長(建築担当)並びに危機管理室長」に改める。

第五条第五項中「総室」の下に「危機管理室及び」を加え、「総合安全管理室」については総合安全管理課、「文化振興課」の下に、「こども未来局」にあってはこども・青少年政策課、「副課長」の下に、「危機管理室」にあっては危機管理室長が指定する者」を加え、同条第六項中「課に、」の下に「危機管理室及び」を加え、同条第七項中「課長が指定する者」の下に、「危機管理室」にあっては危機管理室長が指定する者」を加える。

第六条第二項第二号ウ中「直轄理事」にあっては知事公室」を「危機管理監」にあっては危機管理総室」に改め、「財務総室」の下に、「危機管理部長」にあっては危機管理総室」を加え、「安全管理監」にあっては総合安全管理室」を削り、「にあっては原子力損害対策総室、子育て支援担当理事」にあっては自立支援総室、」を「又は」に改め、「あつては文化スポーツ局」の下に、「こども未来局長」にあってはこども未来局」を加える。

第七条第一項第一号中「副課長」の下に、「危機管理室」にあっては危機管理室長が指定する者」を加える。

第十九条第二項第一号中「企画推進室」にあっては、「危機管理室」にあっては危機管理室長、企画推進室にあっては」に改める。

別表第一知事直轄の項を削り、同表総務部の項中「財務総室(財)」を「知事公室(知) 財務総室(財)」に改め、同表総務部の項の次に次のように加える。

- 危機管理部
- 危機管理室(危) 危機管理総室(危管)
- 別表第一生活環境部の項中「生活環境総室(生環) 県民安全総室(県安)」を「生活環境総室(生環)」に、「環境保全総室(環保) 原子力損害対策総室(原)」を「環

境保全総室(環保)」に改め、同表保健福祉部の項中「自立支援総室(自) 健康衛生総室(健)」を「健康衛生総室(健) こども未来局(こ)」に改め、同表に次のように加える。

出納局(出)

別表第二総務部の項の次に次のように加える。

危機管理部

福島県消防防災航空センター(消航) 福島県原子力センター(原セ) 福島県原子力センター福島支所(原セ福) 福島県消防学校(消学)

別表第二生活環境部の項を次のように改める。

生活環境部

福島県環境センター(環セ)  
別表第二保健福祉部の項中「女性のための相談支援センター(女相)」を「福島県女性のための相談支援センター(女相)」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、別表第一に出納局(出)の項を加える改正規定及び別表第二の改正規定(「女性のための相談支援センター(女相)」を「福島県女性のための相談支援センター(女相)」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

(文書法務課)

福島県規則第四十七号

福島県公有財産規則の一部を改正する規則

福島県公有財産規則(平成三年福島県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「福島県部等設置条例」を「福島県部設置条例」に、「規定する部等」を「規定する部」に改め、同条第二号中「知事直轄」にあっては知事公室広報課、」を削り、「財務総室総務課」の下に、「危機管理部長」にあっては危機管理総室危機管理課」を加え、同条第四号中「(直轄理事を含む。)」を削り、同条第五号中「福島県部等設置条例」を「福島県部設置条例」に、「規定する部等」を「規定する部」に改め、「(知事公室長を含む。)」を削る。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第四十一条の改正規定は、公布の日から施行する。

(財産管理課)

福島県規則第四十八号

福島県庁舎管理規則の一部を改正する規則

福島県庁舎管理規則(昭和二十九年福島県規則第九十五号)の一部を次のように改正

する。  
別表知事部局（企業局及び病院局並びに出先機関を含む。）の項中「知事公室長、政策監」を「政策監、知事公室長」に、「（文化スポーツ局）を」（避難地域復興局、文化スポーツ局、こども未来局）に、「文化スポーツ局長」を「避難地域復興局長、文化スポーツ局長、こども未来局長」に、「又は」を「若しくは」に、「出先機関」を「又は出先機関」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

（施設管理課）

福島県規則第四十九号

福島県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

福島県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則（平成十八年福島県規則第百十三号）の一部を次のように改正する。

内 閣 府

第一条中「平成十八年 文部科学省 令第三号」を「平成二十六年文部科学省令第二号」

厚生労働省 令第三号」を「平成二十六年文部科学省令第二号」

厚生労働省

に、「（という。）及び」を「（という。）」、「に定める」を「及び福島県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年福島県条例第百号。以下「基準条例」という。）に定める」に改める。

第二条の見出しを「（幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に関する申請書）」に改め、同条中「認定こども園認定申請書（様式第一号）」を「知事が別に定める申請書」に改め、同条に次の一項を加える。

2 法第五条第二項の申請書は、知事が別に定める申請書とする。

第三条を次のように改める。

（幼保連携型認定こども園に関する届出書等）

第三条 法第十六条の規定による届出は、知事が別に定める届出書により行わなければならない。

2 法第十七条第一項の規定による認可の申請は、知事が別に定める申請書により行わなければならない。

3 省令第十五条第二項の規定による届出は、知事が別に定める届出書により行わなければならない。

第四条中「第七条第一項」を「第二十九条第一項」に、「認定こども園変更届出書（様式第三号）」を「知事が別に定める届出書」に改める。

第五条中「第六条第一号」を「第二十八条第一号」に改め、同条第三号中「幼保連携施設」を「連携施設」に改める。

第六条第一項中「第八条第一項」を「第三十条第一項」に、「認定こども園運営状況

報告書（様式第四号）」を「知事が別に定める報告書」に改め、同条第二項中「第七条」を「第二十九条」に改め、同条第三項中「第七条第二号」を「第二十九条第二号」に、「事項」とを「事項又は基準条例に定める基準に係る事項」とに改め、同条第四項中「第七条第三号」を「第二十九条第三号」に改める。

附 則

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）附則第三条第二項の書類は、知事が別に定める。

3 この規則の施行の際現に改正前の福島県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則（以下「改正前の規則」という。）のそれぞれの規定に基づき提出されている申請書等は、改正後の福島県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の規定に基づいて提出された申請書等とみなす。

4 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

（子育て支援課）

訓 令

福島県訓令第十七号

本庁 機関

出先 機関

福島県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年三月二十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県公印規程の一部を改正する訓令

福島県公印規程（昭和三十一年福島県訓令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「生活環境部県民安全総室消防保安課長」を「危機管理部危機管理総室消防保安課長」に、「福島県直轄理事印」 15 方二三 総務部文書

管理総室文書法務課長」を「福島県危機管理監印」 15 同 方二三 危機管理部危

機管理総室危機管理課長」に、「15の2 同」を「15の2 同」 15の2 同 総務

部文書管財総室文書法務課長」に改め、「福島県安全管理監印」 15の4 同 総務

知事直轄総合安全管理室総合安全管理」を削り、「15の5 同 総務部文書管財

課長」を削り、「15の5 同」に、「福島県課長印

総室文書法務課長」を「15の5 同」に、「福島県課長印

方二二 「福島県風評・風化対策」を  
 総務部文書管財総室文書法務課長 監印  
 福島県課長印 17の8  
 18 同 方

総務部知事公室広報課長

に改める。

二一 総務部文書管財総室文書法務課長

第十條中「直轄理事、安全管理監」を「危機管理監」に改め、「子育て支援担当理事」を削り、「観光交流局長、総合安全管理室長、知事公室長」を「こども未来局長、観光交流局長、危機管理室長」に改め、「政策監」の下に、「知事公室長、風評・風化対策監」を加える。

第十二條第一項中「公印印刷願」を「公印影印刷願」に改める。

別表第一中

15 島理印  
 島轄之  
 福直事

15 島管印  
 島機監  
 福危理

15の3 島局印

15の4 島全監  
 福安理

を 15の3 島局印

に、

17の7 島能一印  
 福再生ルギ  
 福再工業推進監

17の7 島能一印  
 福再生ルギ  
 福再工業推進監

17の8 島風化印  
 福風評策監

に改める。

別表第三中 支出負担行為担当官福島県生活環境部長印

境総室生

を 支出負担行為担当官福島県危機管理部長印

理総室危

境総室生

に改める。

第八号様式中

改める。

**附則**

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

**福島県訓令第十八号**

(文書法務課)

福島県公文例規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
 平成二十七年三月二十七日

本庁機関  
 出先機関

**福島県公文例規程の一部を改正する訓令**

福島県公文例規程(昭和三十五年福島県訓令第十号)の一部を次のように改正する。

第八條第二項の表中「直轄理事」を「危機管理監」に、「出納局長」を「出納局長」

「子育て支援担当理事」 「避難地域復興局長」

に、「避難地域復興局長」を「文化スポーツ局長」に改め、同表備考一中「総合安全管理室長、知事公室長」を「危機管理室長」に改め、「政策監」の下に、「知事公室長、風評・風化対策監」を加える。

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

**附則**

(文書法務課)